

意見書案第2号

「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書

「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年6月22日提出

提出者	新城市議会議員	柴田賢治郎
	〃	鈴木達雄
	〃	中西宏彰
賛成者	新城市議会議員	下江洋行
	〃	小野田直美
	〃	鈴木長良

理由

この案を提出するのは、新城市森づくり基本計画に基づく森づくりを計画的に進めるにあたり、「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を愛知県へ要望する必要があるからである。

## 「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書

新城市域の約8割を占める約4万1千ヘクタールの森林は、愛知県の森林の約2割にあたり、豊川流域の上中流域を占めている。

本市及び北設楽郡3町村では、平成21年度の「あいち森と緑づくり税」の導入及びそれに伴う「あいち森と緑づくり事業」の実施に合わせ、同年4月に揃って「森づくり基本条例」を制定し、各市町村において「森づくり基本計画」を策定し、奥三河圏域全体で計画的に森づくりを推進してきた。

材価の低迷等により森林所有者の経営意欲が低下している現状からも、引き続き景気に左右されない安定的な制度により間伐などの森林保全施策を着実に進めていくことが重要であり、森林の公益的機能を維持する上で、「あいち森と緑づくり事業」は非常に大きな役割を果たしてきた。

よって、平成30年度を期限とする「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」が引き続き継続されるよう、次のとおり強く要望する。

- 1 森林整備を着実に進めるための安定的な制度として継続すること。
- 2 市町村それぞれの森林整備の進捗や実情を鑑み、現場の意見なども適宜取り入れて更に弾力的な仕組みとすること。
- 3 引き続き、都市緑化や環境学習活動への支援を行うとともに、地域木材の利活用に資する取り組みを拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県 新城市議会

愛知県知事